

公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程

(平成18年4月1日基本規程第1号)

改正 平成18年5月10日基本規程第24号
改正 平成18年9月29日基本規程第27号
改正 平成19年4月1日基本規程第10号
改正 平成20年1月1日基本規程第22号
改正 平成20年4月1日基本規程第1号
改正 平成20年6月1日基本規程第12号
改正 平成20年10月1日基本規程第17号
改正 平成21年4月1日基本規程第1号
改正 平成22年4月1日基本規程第2号
改正 平成22年9月1日基本規程第27号
改正 平成22年10月1日基本規程第32号
改正 平成23年2月1日基本規程第42号
改正 平成23年4月1日基本規程第7号
改正 平成23年6月1日基本規程第11号
改正 平成23年7月1日基本規程第12号
改正 平成23年9月1日基本規程第14号
改正 平成23年10月1日基本規程第15号
改正 平成24年4月1日基本規程第73号
改正 平成24年6月1日基本規程第93号
改正 平成24年11月20日基本規程第15号
改正 平成25年3月1日基本規程第20号
改正 平成25年4月1日基本規程第12号
改正 平成25年5月1日基本規程第13号
改正 平成25年7月1日基本規程第18号
改正 平成25年8月1日基本規程第32号
改正 平成25年10月1日基本規程第35号
改正 平成25年12月1日基本規定第37号
改正 平成26年4月1日基本規程第1号
改正 平成26年7月1日基本規程第2号
改正 平成26年8月1日基本規程第5号
改正 平成26年9月1日基本規程第7号
改正 平成26年10月1日基本規程第10号
改正 平成27年1月1日基本規程第12号
改正 平成27年4月1日基本規程第1号
改正 平成27年10月1日基本規程第6号
改正 平成27年11月1日基本規程第8号
改正 平成28年3月1日基本規程第10号
改正 平成28年4月1日基本規程第3号
改正 平成28年5月1日基本規程第4号
改正 平成28年7月1日基本規程第7号
改正 平成28年8月1日基本規程第9号
改正 平成28年10月1日基本規程第12号
改正 平成28年11月1日基本規程第14号
改正 平成29年1月1日基本規程第18号
改正 平成29年2月1日基本規程第20号
改正 平成29年4月1日基本規程第1号
改正 平成29年6月1日基本規程第8号
改正 平成30年4月1日基本規程第1号

目次

第1章	総則(第1条)
第2章	組織(第2条-第7条)
第3章	職制(第8条-第12条)
第4章	審議機関等(第13条-第20条)
第5章	財務・会計(第21条-第23条)
第6章	点検・評価等(第24条-第26条)
第7章	その他(第27条・第28条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学定款（以下「定款」という。）第13条第2項及び第23条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する福島県立医科大学（以下「大学」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

(法人の内部組織)

第2条 法人に、定款第3条により設置する大学のほか、法人経営室、放射線医学県民健康管理実施本部、医療研究推進戦略本部、男女共同参画推進本部、企画広報戦略本部、地域医療支援本部、評価室、危機管理室、ふくしま国際医療科学センター運営本部、新医療系学部設置推進本部及び監査室を置く。

法人の内部組織（大学を除く。以下この条において同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。

内部組織	分掌事務
法人経営室	理事長職務の補佐に関すること。
放射線医学県民健康管理実施本部	放射線影響に係る県民健康管理の実施に関すること。
医療研究推進戦略本部	医療研究及び医療産業連携の推進並びに外部資金・知的財産の管理運営に関すること。
男女共同参画推進本部	男女共同参画の推進に関すること。
企画広報戦略本部	将来構想、目標・計画、広報戦略に関すること。
地域医療支援本部	地域医療の支援に関すること。
評価室	自己点検・評価、認証評価機関評価、公立大学法人評価委員会評価等に関すること。
危機管理室	自然災害、事件・事故及び重大な不祥事等の対応、予防等に関すること。
ふくしま国際医療科学センター運営本部	東日本大震災及び原子力災害からの医療面での復興に向けた拠点の運営に関すること。
新医療系学部設置推進本部	新医療系学部の設置に関すること。
監査室	監査に関すること。

2 法人の内部組織について必要な事項は、別に定める。

(学部)

第3条 大学に、医学部及び看護学部を置く。

2 医学部及び看護学部に関し必要な事項については、福島県立医科大学学則の定めるところによる。

(大学院)

第4条 大学に、大学院を置く。

2 本学大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

3 研究科に関し必要な事項については、福島県立医科大学大学院学則の定めるところによる。

(総合科学教育研究センター)

第4条の2 大学に、総合科学教育研究センターを置く。

2 総合科学教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務局等)

第5条 大学に、総務・企画、会計、施設及び次項に定める学生部に関する事務等を処理させるため、事務局を置く。

2 大学に、教務及び学生の厚生補導等に関する事務等を処理させるため、学生部を置く。

3 事務組織に関し必要な事項については、別に定める。

(医療人育成・支援センター)

第5条の2 大学に、医療人育成・支援センターを置く。

2 医療人育成・支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(看護師特定行為研修センター)

第5条の3 大学に、看護師特定行為研修センターを置く。

2 看護師特定行為研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

(医療研究推進センター)

第5条の4 大学に、医療研究推進センターを置く。

2 医療研究推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

(男女共同参画支援室)

第5条の5 大学に、男女共同参画支援室を置く。

2 男女共同参画支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(広報コミュニケーション室)

第5条の6 大学に、広報コミュニケーション室を置く。

2 広報コミュニケーション室に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流室)

第5条の7 大学に、国際交流室を置く。

2 国際交流室に関し必要な事項は、別に定める。

(地域医療支援センター)

第5条の8 大学に、地域医療支援センターを置く。

2 地域医療支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(ふくしま子ども・女性医療支援センター)

第5条の9 大学に、ふくしま子ども・女性医療支援センターを置く。

2 ふくしま子ども・女性医療支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第6条 大学、医学部及び事務局に、附属病院その他の附属施設を設置する。

2 附属施設について必要な事項は、別に定める。

(名称等)

第7条 第3条から第6条の規定により設けられる大学の内部組織等の名称及びそれぞれの分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(寄附講座)

第7条の2 法人又は大学に寄附講座を設けることができる。

2 寄附講座の名称その他必要な事項は、別に定める。

第3章 職制

(副理事長及び理事の担当等)

第8条 定款第9条第3項及び第5項に定める副理事長及び理事の担当、兼務する職及び所掌事務は、次のとおりとする。

担当	兼務する職	所掌事務
復興担当		復興事業の推進、産学官連携に関すること。
県民健康管理担当	副学長(県民健康担当)	東日本大震災に伴う県民健康調査に関すること。
医療・臨床教育担当	副学長(臨床教育担当) 附属病院長	附属病院、臨床教育に関すること。
教育・研究担当	副学長(学務担当)	教育、研究、学術情報、学務、医療人育成、男女共同参画、知的財産管理活用に関すること。
地域医療・新学部担当	副学長(地域医療担当)	地域医療、新医療系学部に関すること。
経営担当		評価、経営分析に関すること。
企画・管理運営担当	事務局長	法人の管理運営、危機管理、企画、目標・計画、広報戦略に関すること。

2 必要に応じ副理事を置くことができる。

3 学長の下に総括副学長を置き、総務担当副学長とともに、学務担当、臨床教育担当、研究・地域医療担当の副学長を統括する。

(常任顧問)

第8条の2 法人の経営及び教育研究に関する業務について助言を受けるため、常任顧問を置くことができる。

2 常任顧問に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(理事の教育職への復帰等)

第9条 理事長は、法人の教育職員から就任した副理事長又は理事が希望する場合、就任前の職に復帰することができるように措置することができる。ただし、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第26条に定める定年年齢を超える場合は除く。

2 副理事長及び理事(医療担当を除く)は、本来の職務に支障がないと理事長が認める場合に限り、必要最小限の教育、研究及び医療に従事することができる。

(役員の変考等)

第10条 副理事長及び理事は理事長が選考する。

2 副理事長及び理事の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬及び退職手当等に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学役員報酬規程及び公立大学法人福島県立医科大学役員退職手当規程の定めるところによる。

(職の名称及び種類等)

第12条 次の表の左欄に掲げる法人の内部組織等に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務		
大学	学長	学務をつかさどり、所属職員を統括する。		
	総括副学長(総務担当)	大学運営全般について、学長を統括的に補佐し、全学を指揮する。		
	副学長(県民健康担当)	放射線医学県民健康管理センター、甲状腺・内分泌センター、健康増進センター、ふくしま子ども・女性医療支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副学長(学務担当)	学部、大学院、総合科学教育研究センター、学生部、医療人育成・支援センター、医療研究推進センター、男女共同参画支援室、附属学術情報センター、寄附講座の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副学長(臨床教育担当)	附属病院の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副学長(地域医療担当)	地域医療支援センター、会津医療センター、新医療系学部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。		
	准教授			
	講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。		
	助教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。		
助手	その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。			
大学の内部組織	医学部	学部長	学部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副医学部長	医学部長を補佐し、医学部の業務を整理する。	
	大学医学部の内部組織	部門	部門長	部門内における教育研究の円滑な実施に必要な連絡・調整を担当する。
			副部門長	部門長を補佐し、部門内の業務を整理する。
			外科研修支援担当	外科学部門長の命を受け、外科学部門講座間の教育・研究・臨床を担当する。
	講座	講座主任	講座を担当し、所属職員を指揮監督する。	
	大学医学部の附属施設	附属施設の長	附属施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	医学部附属施設の内部組織	研究所の部門	研究主任	部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護学部	学部長	学部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副看護学部長	看護学部長を補佐し、看護学部の業務を整理する。	
	大学看護学部の内部組織	部門	部門長	部門を担当し、所属職員を指揮監督する。
	大学の大学院の研究科	研究科長	研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	大学の大学院の研究科の内部組織	専攻	専攻長	専攻を担当し、所属職員を指揮監督する。
	総合科学教育研究センター	総合科学教育研究センター長	総合科学教育研究センターに関する事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。	
	総合科学教育研究センターの内部組織	領域	領域長	領域を担当し、所属職員を指揮監督する。
事務局	事務局長	学長の命を受け、法人及び大学に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		

		事務局次長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		事務局参事（任意設置）	上司の命を受け、事務局の事務に関する企画及び調整に参画する。	
		事務局主幹	上司の命を受け、特に指示された事務局の事務を掌理する。	
事務局の内部組織	事務局の課・室	課長	上司の命を受け、課の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		主幹(任意設置)	上司の命を受け、特に指示された課の事務を掌理する。	
		副課長 副室長	課長を補佐し、課の事務を掌理する。 室長を補佐し、室の事務を掌理する。	
	事務局の課係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	事務局の附属施設	大学健康管理センター	所長	事務局長の命を受け、健康管理業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
病児病後児保育所		所長	事務局長の命を受け、病児病後児保育業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副所長	病児病後児保育所長を補佐し、病児病後児保育所の業務を整理する。	
医療人育成・支援センター	医療人育成・支援センター長	学長の命を受け、医療人育成・支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
医療人育成・支援センターの内部組織	学生部長		学長の命を受け、学生部に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	医学学生部長 看護学生部長		学生部長を補佐し、学生部の業務を整理する。	
	部門	部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副部門長	部門長を補佐し、部門の業務を整理する。	
	災害医療総合学習センター長		上司の命を受け、災害医療総合学習センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
看護師特定行為研修センター	看護師特定行為研修センター長	学長の命を受け、看護師特定行為研修センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
医療研究推進センター	医療研究推進センター長	学長の命を受け、医療研究推進センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
医療研究推進センターの内部組織	部門	部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
男女共同参画支援室	男女共同参画支援室長		上司の命を受け、男女共同参画支援室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
附属学術情報センター	附属学術情報センター長		上司の命を受け、附属学術情報センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
広報コミュニケーション室	室長		上司の命を受け、広報コミュニケーション室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
国際交流室	室長		上司の命を受け、国際交流室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
地域医療支援センター	センター長		上司の命を受け、地域医療支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
ふくしま子ども・女性医療支援センター	センター長		上司の命を受け、ふくしま子ども・女性医療支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長		センター長を補佐し、センターの業務を整理する。	
大学の附属施設	附属病院	附属病院長	学長の命を受け、附属病院の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		附属病院副病院長	附属病院長を補佐し、附属病院の業務を整理する。	
	大学附属病院	医療安全管理部	医療安全管理部長	上司の命を受け、医療安全管理部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		医療安全管理部	医療安全管理部副部長	医療安全管理部長を補佐し、医療安全管理部の業務を整理する。
		看護部	看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
		看護部	副看護師長（任意設置）	看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。

の 内 部 組 織	感染制御部	感染制御部長	上司の命を受け、感染制御部の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
		感染制御部副部長	感染制御部長を補佐し、感染制御部の業務を整理する。
		看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
		副看護師長（任意設置）	看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。
	医療情報部	医療情報部長	上司の命を受け、医療情報部の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
		医療情報部副部長	医療情報部長を補佐し、医療情報部の業務を整理する。
		医療情報係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	患者サポートセンター	患者サポートセンター部長	上司の命を受け、患者サポートセンターの業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
		患者サポートセンター副部長	患者サポートセンター部長を補佐し、患者サポートセンターの業務を整理する。
		看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
		副看護師長（任意設置）	看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。
	災害医療部	災害医療部長	上司の命を受け、災害医療部の業務を掌握し、所掌職員を指揮監督する。
		災害医療部副部長	災害医療部長を補佐し、災害医療部の業務を整理する。
	災害医療部の内部組織	センター長	上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、センターの業務を整理する。
		事務部長	上司の命を受け、事務部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	ふたば救急総合医療支援センター科	センター長	上司の命を受け、ふたば救急総合医療支援センターの業務を掌握し、所掌職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、センターの業務を整理する。
	検査部	部長	上司の命を受け、科の診療業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副部長	部長を補佐し、科の業務を整理する。
		検査部長	上司の命を受け、検査部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
検査部副部長		検査部長を補佐し、検査部の業務を整理する。	
放射線部	検査技師長	検査部長を補佐し、検査部の専門の技術に関する業務を整理する。	
	副検査技師長	検査技師長を補佐し、検査の業務を処理する。	
	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	放射線部長	上司の命を受け、放射線部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	放射線副部長	放射線部長を補佐し、放射線部の業務を整理する。	
手術部	放射線技師長	放射線部長を補佐し、放射線部の専門の技術に関する業務を整理する。	
	副放射線技師長	放射線技師長を補佐し、放射線部の業務を処理する。	
	手術部長	上司の命を受け、手術部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	手術部副部長	手術部長を補佐し、手術部の業務を整理する。	
集中治療部	集中治療部長	上司の命を受け、集中治療部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	集中治療部副部長	集中治療部長を補佐し、集中治療部の業務を整理する。	
総合周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター部長	上司の命を受け、総合周産期母子医療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	総合周産期母子医療センター副部長	総合周産期母子医療センター部長を補佐し、総合周産期母子医療センターの業務を整理する。	
病理部	病理部長	上司の命を受け、病理部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	病理部副部長	病理部長を補佐し、病理部の業務を整理する。	
輸血・移植免疫部	輸血・移植免疫部長	上司の命を受け、輸血・移植免疫部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	輸血・移植免疫部副部長	輸血・移植免疫部長を補佐し、輸血・移植免疫部の業務を整理する。	

地域・家庭医療部	地域・家庭医療部長	上司の命を受け、地域・家庭医療部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	地域・家庭医療部副部長	地域・家庭医療部長を補佐し、地域・家庭医療部の業務を整理する。
内視鏡診療部	内視鏡診療部長	上司の命を受け、内視鏡診療部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
リハビリテーションセンター	リハビリテーションセンター部長	上司の命を受け、リハビリテーションセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	リハビリテーションセンター副部長	リハビリテーションセンター部長を補佐し、リハビリテーションセンターの業務を整理する。
	リハビリテーション技師長	リハビリテーションセンター部長を補佐し、リハビリテーション部の専門の技術に関する業務を整理する。
	リハビリテーション副技師長	リハビリテーション技師長を補佐し、リハビリテーション部の業務を処理する。
	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
救命救急センター	救命救急センター部長	上司の命を受け、救命救急センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	救命救急センター副部長	救命救急センター部長を補佐し、救命救急センターの業務を整理する。
臨床腫瘍センター	臨床腫瘍センター長	上司の命を受け、臨床腫瘍センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	臨床腫瘍センター次長	臨床腫瘍センター長を補佐し、臨床腫瘍センターの業務を整理する。
	臨床腫瘍センター部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
臨床工学センター	臨床工学センター部長	上司の命を受け、臨床工学センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	臨床工学センター副部長	臨床工学センター部長を補佐し、臨床工学センターの業務を整理する。
	臨床工学技師長	臨床工学センター部長を補佐し、臨床工学センターの専門の技術に関する業務を整理する。
	臨床工学副技師長	臨床工学技師長を補佐し、臨床工学センターの業務を処理する。
人工透析センター	人工透析センター部長	上司の命を受け、人工透析センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	人工透析センター副部長	人工透析センター部長を補佐し、人工透析センターの業務を整理する。
痛み緩和医療センター	痛み緩和医療センター部長	上司の命を受け、痛み緩和医療センターの業務を掌握し、所掌職員を指揮監督する。
	痛み緩和医療センター副部長	痛み緩和医療センター部長を補佐し、痛み緩和医療センターの業務を整理する。
甲状腺・内分泌診療センター	甲状腺・内分泌診療センター部長	上司の命を受け、甲状腺・内分泌診療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	甲状腺・内分泌診療センター副部長	甲状腺・内分泌診療センター部長を補佐し、甲状腺・内分泌診療センターの業務を整理する。
人工関節センター	人工関節センター部長	上司の命を受け、人工関節センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	人工関節センター副部長	人工関節センター部長を補佐し、人工関節センターの業務を整理する。
遺伝診療部	遺伝診療部長	上司の命を受け、遺伝診療部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	遺伝診療部副部長	遺伝診療部長を補佐し、遺伝診療部の業務を整理する。
こども医療センター	こども医療センター部長	上司の命を受け、こども医療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	こども医療センター副部長	こども医療センター部長を補佐し、こども医療センターの業務を整理する。
脳疾患センター	脳疾患センター部長	上司の命を受け、脳疾患センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	脳疾患センター副部長	脳疾患センター部長を補佐し、脳疾患センターの業務を整理する。
移植医療部	移植医療部長	上司の命を受け、移植医療部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	移植医療部副部長	移植医療部長を補佐し、移植医療部の業務を整理する。

心臓血管センター	心臓血管センター部長	上司の命を受け、心臓血管センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	心臓血管センター副部長	心臓血管センター部長を補佐し、心臓血管センターの業務を整理する。	
栄養管理部	栄養管理部長	上司の命を受け、栄養管理部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	栄養管理部副部長	栄養管理部長を補佐し、栄養管理部の業務を整理する。	
材料部	材料部長	上司の命を受け、材料部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	材料部副部長	材料部長を補佐し、材料部の業務を整理する。	
臨床研究教育推進部	臨床研究教育推進部長	上司の命を受け、臨床研究教育推進部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	臨床研究教育推進部副部長	臨床研究教育推進部長を補佐し、臨床研究教育推進部の業務を整理する。	
性差医療センター	性差医療センター部長	上司の命を受け、性差医療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	性差医療センター副部長	性差医療センター部長を補佐し、性差医療センターの業務を整理する。	
臨床研究センター	センター長	上司の命を受け、臨床研究センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	臨床研究センター長を補佐し、臨床研究センターの業務を整理する。	
臨床研究センターの内部組織	部門	部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副部門長	部門長を補佐し、部門の業務を整理する。
診療支援部	部長	上司の命を受け、診療支援部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副部長	診療支援部長を補佐し、診療支援部の業務を整理する。	
看護部	看護部長	上司の命を受け、看護部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	看護部副部長	看護部長を補佐し、看護部の業務を整理する。	
	看護師長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	助産師長	上司の命を受け、担任の助産業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。	
	副助産師長	看護師長を補佐し、担任の助産業務を処理する。	
薬剤部	薬剤部長	上司の命を受け、薬剤部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	薬剤部副部長	薬剤部長を補佐し、薬剤部の業務を整理する。	
	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
大学内部組織	ふくしま国際医療科学センター	センター長	学長の命を受け、ふくしま国際医療科学センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		常勤参与	ふくしま国際医療科学センター運営全般について、センター長へ助言を行う。
		副センター長	ふくしま国際医療科学センター長を補佐し、ふくしま国際医療科学センターの業務を整理する。
放射線医学県民健康管理センター	センター長	学長の命を受け、放射線医学県民健康管理センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	総括副センター長	放射線医学県民健康管理センター運営全般について、センター長を統括的に補佐する。	
放射線医学県民健康管理センターの内部組織	企画室	室長	センター長の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副室長	室長を補佐し、室の業務を整理する。
	部門	部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		室長	部門長の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副室長	室長を補佐し、室の業務を整理する。
健康増進センター	センター長	上司の命を受け、健康増進センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	センター長を補佐し、健康増進センターの業務を整理する。	
	事務長	上司の命を受け、健康増進センターの業務を掌理する。	

甲状腺・内分泌センター	センター長	上司の命を受け、甲状腺・内分泌センターの業務を掌理し、所指揮監督する。		
	副センター長	センター長を補佐し、甲状腺・内分泌センターの業務を整理する。		
先端臨床研究センター	センター長	学長の命を受け、先端臨床研究センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	総括副センター長	先端臨床研究センター運営全般について、センター長を統括的に補佐する。		
	副センター長	先端臨床研究センター長及び総括副センター長を補佐し、先端臨床研究センターの業務を整理する。		
先端臨床研究センターの内部組織	部門	部門長	上司の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副部門長	部門長を補佐し、部門の業務を整理する。	
医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター	センター長	学長の命を受け、医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副センター長	医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター長を補佐し、医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターの業務を整理する。		
医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターの内部組織	部門・室	部門長 室長	上司の命を受け、部門・室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
臨床研究イノベーションセンター	センター長	上司の命を受け、臨床研究イノベーションセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副センター長	臨床研究イノベーションセンター長を補佐し、臨床研究センターの業務を整理する。		
会津医療センター	会津医療センター長	学長の命を受け、会津医療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	会津医療センター副センター長	会津医療センター長を補佐し、会津医療センターの業務を整理する。		
会津医療センターの内部組織	講座	主任	講座を担当し、所属職員を指揮監督する。	
	臨床医学部門	部門長	部門内における教育研究の円滑な実施に必要な連絡・調整を担当する。	
	附属病院	附属病院長	会津医療センター長の命を受け、附属病院の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		附属病院副病院長	附属病院長を補佐し、附属病院の業務を整理する。	
	附属病院の内部組織	科	医監	上司の命を受け、特に指示された診療業務を掌理する。
			主任部長	上司の命を受け、特に指示された診療業務を掌理する。
			科部長	上司の命を受け、担任の診療業務を処理する。
			科長	上司の命を受け、担任の診療業務を処理する。
			医長	上司の命を受け、担任の診療業務を処理する。
			医員	上司の命を受け、診療業務をつかさどる。
	医療安全部	医療安全部長	上司の命を受け、医療安全部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副部長(任意設置)	部長を補佐し、医療安全部の業務を整理する。	
		看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
		副看護師長(任意設置)	看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。	
	感染対策部	感染対策部長	上司の命を受け、感染対策部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副部長(任意設置)	部長を補佐し、感染対策部の業務を整理する。	
		看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
副看護師長(任意設置)		看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。		
医療情報部	医療情報部長	上司の命を受け、医療情報部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副部長(任意設置)	部長を補佐し、医療情報部の業務を整理する。		
患者支援センター	患者支援センター長	上司の命を受け、患者支援センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	副センター長(任意設置)	センター長を補佐し、患者支援センターの業務を整理する。		

	看護師長	上司の命を受け、担任の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	副看護師長(任意設置)	看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。	
研修教育センター	研修教育センター長	上司の命を受け、研修教育センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
診療部	診療部長	上司の命を受け、特に指示された診療業務を処理する。	
漢方医学センター	漢方医学センター長	上司の命を受け、漢方医学センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長(任意設置)	漢方医学センター長を補佐し、漢方医学センターの業務を整理する。	
血液疾患治療センター	血液疾患治療センター長	上司の命を受け、血液疾患治療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長(任意設置)	血液疾患治療センター長を補佐し、血液疾患治療センターの業務を整理する。	
最先端内視鏡診断・治療センター	最先端内視鏡診断・治療センター長	上司の命を受け、最先端内視鏡診断・治療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長(任意設置)	最先端内視鏡診断・治療センター長を補佐し、最先端内視鏡診断・治療センターの業務を整理する。	
脊椎・脊髄先進医療センター	脊椎・脊髄先進医療センター長	上司の命を受け、脊椎・脊髄先進医療センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長(任意設置)	脊椎・脊髄先進医療センター長を補佐し、脊椎・脊髄先進医療センターの業務を整理する。	
緩和ケアセンター	緩和ケアセンター長	上司の命を受け、緩和ケアセンターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長(任意設置)	緩和ケアセンター長を補佐し、緩和ケアセンターの業務を整理する。	
中央診療部門	中央診療部門長	上司の命を受け、中央診療部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
中央診療部門の内部組織	臨床検査部	臨床検査部長	上司の命を受け、臨床検査部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		検査技師長	臨床検査部長を補佐し、臨床検査部の専門の技術に関する業務を整理する。
	放射線部	放射線部長	上司の命を受け、放射線部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		放射線技師長	放射線部長を補佐し、放射線部の専門の技術に関する業務を整理する。
	手術部	手術部長	上司の命を受け、手術部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	内視鏡部	内視鏡部長	上司の命を受け、内視鏡部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	リハビリテーション部	リハビリテーション部長	上司の命を受け、リハビリテーション部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	臨床工学部	臨床工学部長	上司の命を受け、臨床工学部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	人工透析部	人工透析部長	上司の命を受け、人工透析部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	外来化学療法部	外来化学療法部長	上司の命を受け、外来化学療法部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	輸血・血液管理部	輸血・血液管理部長	上司の命を受け、輸血・血液管理部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		栄養管理部	栄養管理部長
		栄養技師長	栄養管理部長を補佐し、栄養管理部の専門の技術に関する業務を整理する。
	材料部	材料部長	上司の命を受け、材料部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
看護部	看護部長	上司の命を受け、看護部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	看護部副部長	看護部長を補佐し、看護部の業務を整理する。	
	看護師長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。	

	薬剤部	薬剤部長	上司の命を受け、薬剤部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		薬剤部副部長	薬剤部長を補佐し、薬剤部の業務を整理する。	
	附属研究所	附属研究所長	会津医療センター長の命を受け、附属研究所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	附属研究所の内部組織	臨床疫学研究室長	附属研究所長の命を受け、臨床疫学研究室の業務を掌理する。	
		医療工学研究室長	附属研究所長の命を受け、医療工学研究室の業務を掌理する。	
		漢方医学研究室長	附属研究所長の命を受け、漢方医学研究室の業務を掌理する。	
	事務局	事務局長	会津医療センター長の命を受け、会津医療センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		事務局次長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	事務局の内部組織	主幹(任意設置)	上司の命を受け、特に指示された課・室の業務を掌理する。	
		事務局の課・室	課長	上司の命を受け、課の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
			室長	上司の命を受け、室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		事務局の課係	係長	上司の命を受け、係の業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
法人の内部組織	法人経営室	室長	理事長の命を受け、法人経営に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副室長	法人経営室長を補佐し、法人経営室の業務を整理する。	
	放射線医学県民健康管理実施本部	本部長	上司の命を受け、放射線影響に係る県民健康管理に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	放射線医学県民健康管理実施本部長を補佐し、放射線医学県民健康管理実施本部の業務を整理する。	
	医療研究推進戦略本部	本部長	上司の命を受け、医療研究の推進に関する業務、医療・産業連携の推進に関する業務並びに知的財産の創出支援、管理及び運用並びに外部資金の運用に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	医療研究推進戦略本部長を補佐し、医療研究推進戦略本部の業務を整理する。	
	男女共同参画推進本部	本部長	上司の命を受け、男女共同参画推進に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	男女共同参画推進本部長を補佐し、男女共同参画推進本部の業務を整理する。	
	企画広報戦略本部	本部長	上司の命を受け、企画及び広報戦略に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	企画広報戦略本部長を補佐し、企画広報戦略本部の業務を整理する。	
	地域医療支援本部	本部長	上司の命を受け、地域医療支援に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	地域医療支援本部長を補佐し、地域医療支援本部の業務を整理する。	
	評価室	室長	上司の命を受け、評価に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副室長	評価室長を補佐し、評価室の業務を整理する。	
	危機管理室	室長	上司の命を受け、危機管理に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	ふくしま国際医療科学センター運営本部	本部長	上司の命を受け、東日本大震災及び原子力災害からの医療面での復興に向けた拠点の運営に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	ふくしま国際医療科学センター運営本部長を補佐し、ふくしま国際医療科学センター運営本部の業務を整理する。	
	新医療系学部設置推進本部	本部長	上司の命を受け、新医療系学部設置へ向けた事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副本部長	新医療系学部設置推進本部長を補佐し、新医療系学部設置推進本部の業務を整理する。	
監査室	室長	監事の命を受け、監査に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		

- 2 第1項に規定する一の組織に二人以上の副学長、副部長等を置く場合の各副学長等の職務の担当区分は、一人を総務担当とし、他を業務担当とする。
- 3 第1項に規定する職及び法令に特別の定めがある職を除くほか、法人及び大学に、必要に応じ別表第2の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第4章 審議機関等

(役員会)

第13条 法人に、定款第14条の規定に基づき、理事長、副理事長及び理事で構成する公立大学法人福島県立医科大学役員会（以下「役員会」という）を置く。

- 2 役員会に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学役員会規程の定めるところによる。

(経営審議会)

第14条 法人に、定款第17条第1項の規定に基づき、本法人の経営に関する重要事項を審議するため、公立大学法人福島県立医科大学経営審議会（以下「経営審議会」という）を置く。

- 2 経営審議会に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学経営審議会規程の定めるところによる。

(教育研究審議会)

第15条 大学に、定款第18条第1項の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）を置く

- 2 教育研究審議会に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学教育研究審議会規程の定めるところによる。

(教授会)

第16条 第3条第1項に定める各学部に、学校教育法第93条第1項の規定に基づき、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項については、福島県立医科大学医学部教授会規程及び福島県立医科大学看護学部教授会規程の定めるところによる。

(研究科委員会)

第17条 第4条2項に定める各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項については、福島県立医科大学大学院医学研究科委員会規程及び福島県立医科大学大学院看護学研究科委員会規程の定めるところによる。

(附属病院部長会)

第18条 第6条第1項に定める附属病院に、附属病院部長会を置く。

- 2 附属病院部長会に関し必要な事項については、福島県立医科大学附属病院部長会等に関する規程の定めるところによる。

(附属学術情報センター運営委員会)

第19条 第6条第1項に定める附属学術情報センターに、附属学術情報センター運営委員会を置く。

- 2 附属学術情報センター運営委員会に関し必要な事項については、福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会規程の定めるところによる。

(会津医療センター教授会)

第19条の2 第6条第1項に定める会津医療センターに、会津医療センター教授会を置く。

- 2 会津医療センター教授会に関し必要な事項については、会津医療センター教授会規程の定めるところによる。

(各種委員会)

第20条 法人及び大学に、必要に応じ、運営、教育研究等に関する事項を審議するため、各種の委員会を置く。

第5章 財務・会計

(事業年度)

第21条 法人の事業年度は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第32条第1項に定めるところにより、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表等)

第22条 法人は、地独法第34条第4項に定めるところにより、毎事業年度の財務諸表等を事務所に備え置き、福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年福島県規則第54号）第13条で定める期間、一般の閲覧に供する。

(会計規程)

第23条 法人の財務・会計に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学会計規程の定めるところによる。

第6章 点検・評価等

(自己点検・評価)

第24条 大学は、学校教育法第109条第1項で定めるところにより、教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(認証評価)

第25条 大学は、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、大学の総合的な状況について、政令で定められた期間ごとに認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(業務実績評価)

第26条 法人は、地独法第28条、同第30条及び福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年福島県規則第54号）第8条及び第10条で定めるところにより、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

第7章 その他

(教育研究等の状況の公表)

第27条 法人は、教育課程その他教育及び研究の状況並びに組織及び運営の状況を、広く周知を図ることができる方法により公表する。

(法人規程)

第28条 法人規程は、基本規程、規程、細則、要綱、内規及び申合せとする。

2 規程に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学法人規程に関する規程の定めるところによる。

附 則

この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則

この基本規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規程の施行の際、改正前の基本規程別表第1（第7条関係）に規定する、大学院医学研究科の地域医療・加齢医科学専攻、機能制御医科学専攻、神経医科学専攻、分子病態医科学専攻については、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この基本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規程の施行の際、改正前の基本規程別表第1（第7条関係）に規定する、企画財務課及びふくしま医療－産業リエゾン推進室については、研究推進課に必要な人員の配置が可能となるまでの間、なお従前の例による。

附 則
この基本規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成24年11月20日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、会津医療センターに関する規程の改正については、平成25年5月12日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則
この基本規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

内部組織		分掌事務	
大学	医学部	神経解剖・発生学講座 解剖・組織学講座 細胞統合生理学講座 システム神経科学講座 生化学講座 免疫学講座 病態制御薬理医学講座 微生物学講座 基礎病理学講座 衛生学・予防医学講座 公衆衛生学講座 法医学講座 放射線生命科学講座 疫学講座 放射線物理化学講座 健康リスクコミュニケーション学講座	各分野における教育及び研究に関すること。
	内科学部門	循環器内科学講座 血液内科学講座 消化器内科学講座 リウマチ膠原病内科学講座 腎臓高血圧内科学講座 糖尿病内分泌代謝内科学講座 神経内科学講座 呼吸器内科学講座	
	外科学部門	消化管外科学講座 肝胆膵・移植外科学講座 呼吸器外科学講座 乳腺外科学講座 心臓血管外科学講座 外科研修支援担当	
		脳神経外科学講座 整形外科学講座 形成外科学講座 産科婦人科学講座 小児科学講座 眼科学講座 皮膚科学講座 泌尿器科学講座 耳鼻咽喉科学講座 神経精神医学講座 放射線医学講座 麻酔科学講座 救急医療学講座 病理病態診断学講座 臨床検査医学講座 感染制御医学講座 輸血・移植免疫学講座 地域・家庭医療学講座 放射線健康管理学講座 甲状腺内分泌学講座 災害こころの医学講座 放射線腫瘍学講座 腫瘍内科学講座 放射線災害医療学講座	

		リハビリテーション医学講座	
		人間科学講座 自然科学講座	
附属生体情報 伝達研究所		生体物質研究部門	生体の情報を伝達する物質の分子レベルでの研究及び教育に関する事
		細胞科学研究部門	生体の情報を伝達する機能の細胞レベルでの研究及び教育に関する事
		生体機能研究部門	生体の情報を伝達する機構の個体レベルでの研究及び教育に関する事
		附属放射性同位元素研究施設	放射性同位元素の使用による医学の研究に関する事
		附属実験動物研究施設	実験動物の管理及び動物実験による医学の研究に関する事
		附属死因究明センター	事故、事件の死因究明及び研究に関する事
看護学部		総合科学部門 生命科学部門 基礎看護学部門 療養支援看護学部門 家族看護学部門 地域・在宅看護学部門 母性看護学・助産学部門	各分野における教育及び研究に関する事
大学院	医学研究科	医学専攻	医学についての専門分野の教育及び研究に関する事
		医科学専攻	医科学についての教育及び研究に関する事
		災害・被ばく医療科学共同専攻	災害・被ばく医療科学についての教育及び研究に関する事
		看護学研究科	看護学についての専門分野の教育及び研究に関する事
総合科学教育研究 センター		人文社会科学系領域	各領域における総合科学の教育及び研究に関する事
		自然科学系領域	
医療人育成・支援 センター		医学教育部門 臨床医学教育研修部門 看護学教育研修部門 災害医療総合学習センター	各部門における医療人の育成及び支援に関する事
			災害医療における医療人の育成及び支援に関する事
			看護師特定行為研修に関する事
医療研究推進 センター		総合支援・研究基盤部門 臨床研究・治験部門	各部門における医療研究の支援に関する事
男女共同参画支援室			女性研究者、女性医師の育成及び支援に関する事
附属学術情報センター			高度情報化の推進及び情報システムの管理運営（附属病院を除く。）並びに学術情報の収集、整理、保存、展示及び提供並びに情報教育研究に関する事
広報コミュニケーション室			大学の広報戦略に関する事
国際交流室			大学の国際交流事業に関する事
地域医療支援センター			県内の地域医療支援に関する事
ふくしま子ども・女性医療支援センター			産婦人科医、小児科医の育成支援に関する事
事務局	総務課	大学管理係 大学人事係 給与係 福利厚生係 法人経営担当 管財係 施設係	(1) 大学全体の人事に関する事。 (2) 法人組織に関する事。 (3) 職員の定数に関する事。 (4) 法人及び大学全体の運営に係る事務の調整に関する事。 (5) 公印の管理(他課の所掌に属するものを除く。)及び公印の管理総括に関する事。 (6) 文書の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 (7) 学内規程の制定改廃に関する事。 (8) 役員会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会に関する事。 (9) 給与の支給に関する事。 (10) 職員の福利厚生に関する事。 (11) 大学全体の危機管理に関する事。 (12) 訟務に関する事。 (13) 財産の取得、処分及び管理に関する事。 (14) 他の課に属さない事務に関する事。

総務課の課内室	学術情報室 (図書館・展示館担当) (情報システム担当)	(1) 附属学術情報センターに係る予算及び決算に関すること。 (2) 図書館及び展示館の管理及び運営に関すること。 (3) 公印の管理に関すること(附属学術情報センターに係るものに限る。) (4) 図書等の購入・整理・運営に関すること。 (5) 図書資料の貸出・返却・督促に関すること。 (6) 情報ネットワークシステムの運用に関すること。 (7) 大学の情報化推進に関すること。 (8) 情報処理教育機器の管理運用に関すること。	
企画財務課	財務経理係 出納旅費係 (企画担当)	(1) 大学全体の予算及び決算に関すること。 (2) 予算の執行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) (3) 旅費の支給に関すること。 (4) 物品の取得、管理及び処分に関すること(他課の所掌に属するものを除く。) (5) 税務に関すること。 (6) その他会計事務に関すること。 (7) 大学全体の運営に係る事務の総合企画に関すること。 (8) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。 (9) 自己点検・評価、認証評価及び外部評価に関すること。 (10) 大学の広報に関すること。 (11) 大学の地域貢献に関すること。 (12) 大学の国際交流に関すること。	
医療研究推進課	研究推進係 医療産業連携係 臨床研究・治験係 委員会係	(1) 医療研究の推進に関すること。 (2) 外部資金に関すること。 (3) 寄附講座に関すること。 (4) 研究支援に関すること。 (5) 各委員会に関すること。 (6) 知的財産に関すること。 (7) 産学官連携に関すること。 (8) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに関すること。 (9) 治験に関すること。	
教育研修支援課	医学部教務係 看護学部教務係 入試係 研修支援係	(1) 学生の入学及び卒業に関すること。 (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。 (3) 教材に関すること。 (4) 学院に関すること。 (5) 授業料等の調定及び収入に関すること。 (6) 学生の厚生補導に関すること。 (7) 学生に係る諸証明、願及び届に関すること。 (8) 総合科学教育研究センターに関すること。 (9) 医療人育成・支援センターに関すること。 (10) その他教務に関すること。	
	教育研修支援課の課内室	新医療系学部設置準備室	新医療系学部の開設準備に関すること。
		大学健康管理センター	職員及び学生の健康管理に関すること。
		病児病後児保育所	職員及び学生の子供が病気又は病気の回復期にあるときの保育に関すること。
病院経営課	病院総務係 病院人事係 病院企画係	(1) 附属病院に係る人事に関すること。(附属病院に係るものに限る。) (2) 公印の管理に関すること(附属病院に係るものに限る。) (3) 附属病院に係る予算及び決算に関すること。 (4) 附属病院の管理及び運営に関すること。 (5) 附属病院の経営、企画に関すること。	
医事課	病院会計係 病院用度係 栄養指導係 給食管理係 病院業務係 医療情報係	(1) 医療収入に関すること。 (2) 物品の取得、管理及び処分に関すること(附属病院に係るものに限る。) (3) 診療報酬に関すること。 (4) 患者に係る栄養指導に関すること。 (5) 患者に係る給食管理に関すること。	

			(6) 医療情報に関すること。 (1) 患者の受付、相談に関すること。 (2) 医療及び社会保障制度の相談に関すること。 (3) 安全管理に関すること。 (4) 患者の入退院に関すること。	
	医事課の課内室	医療連携・相談室	(患者支援担当) (法務調整担当) (医療安全管理担当) (入退院支援担当)	
	復興推進課		(1) ふくしま国際医療科学センター内の総合企画及び調整に関すること。 (2) 先端臨床研究センターに関すること。 (3) ふたば救急総合医療支援センターに関すること。	
	健康調査課		県民健康調査に関すること。	
	健康調査課の課内室	甲状腺検査室	県民の甲状腺検査に関すること。	
附属病院	医療安全管理部		医療の安全管理に関すること。	
	感染制御部		感染管理に関すること。	
	医療情報部	医療情報係	(1) 医療情報システムの管理及び運営に関すること。 (2) 病歴に関すること。	
	患者サポートセンター		患者サポート及び他の医療機関との連携に関すること。	
	災害医療部	基幹災害医療センター		大規模災害時の医療活動に関すること。
		原子力災害医療・総合支援センター		原子力災害・総合支援に関すること。
		高度被ばく医療支援センター		高度被ばく医療支援に関すること。
		原子力災害拠点センター		原子力災害拠点病院に関すること。
		放射線災害医療センター		放射線災害医療に関すること。
	事務部		災害医療部の事務に関すること。	
	ふたば救急医療総合支援センター		双葉地方の二次救急の確保及び広域的な総合医療支援に関すること。	
	循環器内科 血液内科 消化器内科 リウマチ・膠原病内科 腎臓・高血圧内科 糖尿病・内分泌代謝内科 神経内科 呼吸器内科 漢方内科 腫瘍内科 総合内科 呼吸器外科 消化管外科 肝胆膵・移植外科 乳腺外科 小児外科 甲状腺・内分泌内科 甲状腺・内分泌外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 産科 婦人科 小児科 小児腫瘍内科 眼科 皮膚科		(1) 臨床医学の教育及び研究に関すること。 (2) 医療の提供及び保健指導に関すること。	

	泌尿器科・副腎内分泌外科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 心身医療科 放射線科 放射線治療科 核医学科 麻酔・疼痛緩和科 病理診断科 歯科口腔外科 救急科 リハビリテーション科	
	検査部	臨床検査に関する事。
	放射線部	放射線等による診療に関する事。
	手術部	手術に関する事。
	集中治療部	集中治療に関する事。
	総合周産期母子医療センター	総合周産期母子医療に関する事。
	病理部	病理解剖及び病理学的診断に関する事。
	輸血・移植免疫部	輸血及び移植免疫に関する事。
	地域・家庭医療部	地域及び家庭医療に関する事。
	内視鏡診療部	内視鏡診療に関する事。
	リハビリテーションセンター	リハビリテーションに関する事。
	救命救急センター	救命救急医療に関する事。
	臨床腫瘍センター 化学療法部門 放射線治療部門 小児腫瘍部門 緩和ケア部門	外来化学療法、緩和ケア等に関する事。
	臨床工学センター	臨床工学に関する事。
	人工透析センター	人工透析に関する事。
	痛み緩和医療センター	痛み緩和医療に関する事。
	甲状腺・内分泌診療センター	甲状腺・内分泌診療に関する事。
	人工関節センター	人工関節に関する事。
	遺伝診療部	遺伝診療に関する事。
	こども医療センター	こども医療に関する事。
	脳疾患センター	脳疾患診療に関する事。
	移植医療部	移植医療に関する事。
	心臓血管センター	心臓血管診療に関する事。
	栄養管理部	栄養管理に関する事。
	材料部	医療材料に関する事。
	臨床研究教育推進部	臨床研究教育推進に関する事。
	性差医療センター	性差医療に関する事。
	臨床研究センター 企画開発部門 支援部門 基盤部門	臨床研究及び治験の実施支援に関する事。
	診療支援部	診療支援に関する事。
	看護部	(1) 看護に関する事。 (2) 診療の補助に関する事。
	薬剤部	(1) 調剤及び製剤に関する事。 (2) その他薬剤に関する事。
	運営・管理部	附属病院の運営・管理に関する事。
ふくしま国際医療科学センター	放射線学 県民健康管理センター 企画室 甲状腺検査部門 健康調査基本部門 健康調査県民支援部門 健康調査支援部門 甲状腺検査推進室 甲状腺検査業務室 基本調査・線量評価室 健康診査・健康増進室 健康コミュニケーション室 こころの健康度・生活習慣調査支援室 妊産婦調査室 疫学室 リスクコミュニケーション室 情報管理・統計室 広報推進室 国際連携室 がん登録室	放射線影響に係る県民等の健康管理に関する事。

	健康増進センター	県民の健康づくりの支援に関する事。	
	甲状腺・内分泌センター	(1) 甲状腺・内分泌疾患の総括及び研究に関する事。 (2) 放射線医学県民健康管理センターの甲状腺検査部門との調整に関する事。	
	先端臨床研究センター	製造・合成部門 非臨床試験部門 PET検査部門 臨床研究・治験部門 環境動態調査部門	各部門における最先端医療機器を活用した疾病の早期診断の実施に関する事。
	医療産業トランスレーショナルリサーチセンター	生体分子プロファイリング部門 ティッシュファクトリー部門 セルファクトリー部門 ジーンファクトリー部門 プロテイン・ファクトリー部門 リサーチモデルファクトリー部門 センター事務室 匿名化室 臨床情報管理室	各分野における医療界と産業界の橋渡し支援による諸疾患の新規治療薬・診断薬・検査試薬・医療機器などの開発の支援に関する事。
	臨床研究イノベーションセンター	健康長寿に貢献する研究の世界への発信、次世代を支える臨床研究人材の育成と県内外の優秀な若手医師の定着推進に関する事。	
会津医療センター	総合内科学講座 漢方医学講座 循環器内科学講座 血液内科学講座 消化器内科学講座 糖尿病・内分泌代謝・腎臓内科学講座 感染症・呼吸器内科学講座 精神医学講座 小腸・大腸・肛門科学講座 外科学講座 整形外科・脊椎外科学講座 耳鼻咽喉科学講座 麻酔科学講座 臨床医学部門	各分野における教育及び研究に関する事。	
附属病院	医療安全部	医療の安全管理に関する事。	
	感染対策部	感染管理に関する事。	
	医療情報部	(1) 医療情報システムの管理及び運営に関する事。 (2) 病歴に関する事。	
	患者支援センター	患者の支援及び他の医療機関との連携に関する事。	
	研修教育センター	研修医及び研修生等の研修教育に関する事。	
	診療部	附属病院の診療に関する事。	
	診療部の内部組織	(1) 臨床医学の教育及び研究に関する事。 (2) 医療の提供及び保健指導に関する事。	
	総合内科 漢方内科 漢方外科 循環器内科 血液内科 消化器内科 糖尿病・内分泌代謝・腎臓内科 感染症・呼吸器内科 神経内科 心身医療科 小腸・大腸・肛門科 外科 整形外科・脊椎外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科 病理診断科 歯科 リハビリテーション科 緩和ケア科		

	漢方医学センター	漢方医学に関すること。
	血液疾患治療センター	血液疾患の治療に関すること。
	最先端内視鏡診断・治療センター	最先端の内視鏡による診断・治療に関すること。
	脊椎・脊髄先進医療センター	脊椎・脊髄の治療に関すること。
	緩和ケアセンター	緩和ケアに関すること。
	中央診療部門	中央診療部門に関すること。
中央診療部門の内部組織	臨床検査部	臨床検査に関すること。
	放射線部	放射線等による診療に関すること。
	手術部	手術に関すること。
	内視鏡部	内視鏡診療に関すること。
	リハビリテーション部	リハビリテーションに関すること。
	臨床工学部	臨床工学に関すること。
	人工透析部	人工透析に関すること。
	外来化学療法部	外来化学療法に関すること。
	輸血・血液管理部	輸血及び血液管理に関すること。
	栄養管理部	栄養管理に関すること。
	材料部	医療材料に関すること。
	看護部	(1) 看護に関すること。 (2) 診療の補助に関すること。
	薬剤部	(1) 調剤及び製剤に関すること。 (2) その他薬剤に関すること。
附属研究所	臨床疫学研究室	臨床疫学の研究に関すること。
	医療工学研究室	医療工学の研究に関すること。
	漢方医学研究室	漢方医学の研究に関すること。
事務局	経営企画室	(1) 会津医療センターの運営に係る事務の調整に関すること。 (2) 会津医療センターの広報に関すること。 (3) 会津医療センターの医療法各種届出に関すること。 (4) 会津医療センターの経営、企画に関すること。 (5) 会津医療センターの地域医療支援に関すること。 (6) 会津医療センターの医師の教育研究・研修に関すること。 (7) 会津医療センター幹部会、教授会、経営企画会議に関すること。
	総務課	(1) 会津医療センターの人事等に関すること。 (2) 会津医療センターの組織・定数管理に関すること。 (3) 会津医療センターの会計事務に関すること。 (4) 会津医療センターの公印の管理に関すること。 (5) 会津医療センターの文書の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 (6) 会津医療センターの給与等の支給に関すること。 (7) 会津医療センターの旅費の支給に関すること。 (8) 会津医療センターの危機管理に関すること。 (9) 会津医療センターの施設管理に関すること。 (10) 会津医療センターの財産の取得、処分及び管理に関すること。 (11) 会津医療センターの物品の取得、管理及び処分に関すること。 (12) 会津医療センターの用度(医事課所管のものを除く。)に関すること。 (13) 他課に属さない事務に関すること。
	医事課	(1) 会津医療センターの医事業務に関すること。 (2) 会津医療センターの医業会計に関すること。 (3) 会津医療センターの用度(薬品、診療材料、食材)に関すること。 (4) 会津医療センターの医療情報管理に関すること。 (5) 会津医療センターの医療相談、訴訟示談等に関すること。 (6) 会津医療センターの地域連携に関すること。

別表第2（第12条第3項関係）

職	職務
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門建築技師	上司の命を受け、担任の高度な建築技術を処理する。
専門電気技師	上司の命を受け、担任の高度な電気技術を処理する。
専門司書	上司の命を受け、担任の高度な図書館の専門的事務を処理する。
専門心理判定員	上司の命を受け、担任の高度な専門的心理判定を処理する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任建築技師	上司の命を受け、担任の建築技術を処理する。
主任電気技師	上司の命を受け、担任の電気技術を処理する。
主任司書	上司の命を受け、担任の図書館の専門的事務を処理する。
主任心理判定員	上司の命を受け、担任の専門的心理判定を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任建築技師	上司の命を受け、高度な建築技術をつかさどる。
副主任電気技師	上司の命を受け、高度な電気技術をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、高度な図書館の専門的事務をつかさどる。
副主任心理判定員	上司の命を受け、高度な専門的心理判定をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
建築技師	上司の命を受け、建築の技術をつかさどる。
電気技師	上司の命を受け、電気の技術をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務をつかさどる。
心理判定員	上司の命を受け、専門的心理判定をつかさどる。
主任専門看護技師	上司の命を受け、担任の高度な看護の業務を処理する。
主任専門医療技師	上司の命を受け、担任の高度な病理細菌検査、理学療法等の業務を処理する。
主任専門放射線技師	上司の命を受け、担任の高度な放射線技術に関する業務を処理する。
専門看護技師	上司の命を受け、高度な看護の業務を処理する。
専門保健技師	上司の命を受け、高度な保健指導の業務を処理する。
専門助産技師	上司の命を受け、高度な助産及び保健指導の業務を処理する。
専門栄養技師	上司の命を受け、高度な栄養指導の業務を処理する。
専門薬剤技師	上司の命を受け、高度な薬剤業務を処理する。
専門医療技師	上司の命を受け、高度な病理細菌検査、理学療法等の業務を処理する。
専門放射線技師	上司の命を受け、高度な放射線技術に関する業務を処理する。
主任薬剤技師	上司の命を受け、担任の薬剤業務を処理する。
主任栄養技師	上司の命を受け、担任の栄養指導の業務を処理する。
主任医療技師	上司の命を受け、担任の病理細菌検査、理学療法等の業務を処理する。
主任放射線技師	上司の命を受け、担任の放射線技術に関する業務を処理する。
副主任薬剤技師	上司の命を受け、高度な薬剤業務をつかさどる。
副主任栄養技師	上司の命を受け、高度な栄養指導の業務をつかさどる。
副主任医療技師	上司の命を受け、高度な病理細菌検査、理学療法等の業務をつかさどる。
副主任放射線技師	上司の命を受け、高度な放射線技術に関する業務をつかさどる。
薬剤技師	上司の命を受け、薬剤業務をつかさどる。
栄養技師	上司の命を受け、栄養指導の業務をつかさどる。
医療技師	上司の命を受け、病理細菌検査、理学療法等の業務をつかさどる。
放射線技師	上司の命を受け、放射線技術に関する業務をつかさどる。
主任看護技師	上司の命を受け、担任の看護の業務を処理する。
主任保健技師	上司の命を受け、担任の保健指導の業務を処理する。
主任助産技師	上司の命を受け、担任の助産及び保健指導の業務を処理する。
副主任看護技師	上司の命を受け、高度な看護の業務をつかさどる。
副主任保健技師	上司の命を受け、高度な保健指導の業務をつかさどる。
副主任助産技師	上司の命を受け、高度な助産及び保健指導の業務をつかさどる。
看護技師	上司の命を受け、看護の業務をつかさどる。
保健技師	上司の命を受け、保健指導の業務をつかさどる。
助産技師	上司の命を受け、助産及び保健指導の業務をつかさどる。
がん看護専門看護師	上司の命を受け、専門看護分野（がん看護）の業務をつかさどる。
精神看護専門看護師	上司の命を受け、専門看護分野（精神看護）の業務をつかさどる。
小児看護専門看護師	上司の命を受け、専門看護分野（小児看護）の業務をつかさどる。
主任准看護技師	上司の命を受け、看護の補助業務を処理する。
主任技能職員	上司の命を受け、担任の技能的業務を処理する。
主任運転士	上司の命を受け、担任の自動車運転の業務を処理する。
主任調理師	上司の命を受け、担任の調理の業務を処理する。
主任給食員	上司の命を受け、担任の給食の業務を処理する。
主任動物管理職員	上司の命を受け、担任の動物の飼育業務の補助的労務を処理する。
主任校務職員	上司の命を受け、担当の大学の労務を処理する。
技能職員	上司の命を受け、他に定めがあるもの以外の技能的労務に従事する。

運転士	上司の命を受け、自動車運転の技能的労務に従事する。
調理師	上司の命を受け、調理の業務に従事する。
給食員	上司の命を受け、給食の業務に従事する。
看護助手	上司の命を受け、看護業務の補助的労務に従事する。
動物管理職員	上司の命を受け、動物の飼育業務の補助的労務に従事する。
校務職員	上司の命を受け、大学の労務に従事する。
専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。